

岩手県告示第671号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成28年8月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成28年7月25日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 菊地工務店
 - イ 主たる営業所の所在地 大船渡市立根町字萱中84番地12
 - ウ 代表者の氏名 菊地弘郎
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-27）第2283号
 - (3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成28年5月25日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成28年7月20日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社関商会
 - イ 主たる営業所の所在地 滝沢市鶴飼狐洞100番地1
 - ウ 代表者の氏名 関正義
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第5466号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成28年7月19日付けで土木工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成28年7月12日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社佐藤設備
 - イ 主たる営業所の所在地 二戸市石切所字上里沢17番地3
 - ウ 代表者の氏名 佐藤栄子
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第7933号
 - (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成28年7月11日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成28年7月8日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社サラサホーム北上
 - イ 主たる営業所の所在地 北上市さくら通り一丁目6番26号
 - ウ 代表者の氏名 中村哲也
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第8177号
 - (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成28年7月8日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工

事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成28年7月25日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 太田塗装店

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市桜台一丁目9番7号

ウ 代表者の氏名 太田紀明

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-24)第9725号

(3) 処分の内容 塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成28年7月22日付けで塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 平成28年7月6日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 及川鉄筋

イ 主たる営業所の所在地 奥州市江刺区藤里字外ノ沢770番地

ウ 代表者の氏名 及川一彦

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-23)第60142号

(3) 処分の内容 鉄筋工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成28年7月5日付けで鉄筋工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 平成28年7月4日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 鈴木興建

イ 主たる営業所の所在地 一関市東山町松川字深堀61番地

ウ 代表者の氏名 鈴木勝則

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-24)第80030号

(3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成28年6月28日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。